



「自動車運転免許証」 自主返納のすゝめ

〇〇が勝手に車に近寄ってきた???

いえいえ、違います。車が〇〇に近寄ったのです。しかも、あなた自身の運転によって。ガードレールに擦った。電柱があるとは気が付かなかった。いつもどおり車庫入れしたのに…。こんなことが増えたら要注意。小さなミスを数回繰り返すと、必ず大きな事故を起こすと思ってください。次にぶつかるのは「人」かもしれません。年齢を重ねるとともに運転に不安を覚えたら、その時が返納の時なのかも知れません。



「稚内市で祖父の車にひかれ6歳児重体」(平成28年5月)

2日午後1時ごろ、自宅の駐車場で遊んでいた小学1年生の女兒(6)が、外出先から戻ってきた68歳の祖父が運転する車にひかれた。女兒は病院に運ばれたが、頭などを強く打って意識不明の重体となった。事故当時、女兒は、しゃがんで駐車場にチョークで文字を書いていた。自動車運転過失傷害の疑いで逮捕された68歳の祖父は、「孫に気づかなかった」と話しているということで、警察が詳しい状況を調べている。

道路交通法の改正

道路交通法が改正され、75歳以上の高齢者は3年に1度の免許更新時に「認知症のおそれ」と判定された全員に対して医師の診断が義務付けられました。また、それ以外に分類された人も免許要件が厳しくなり、来年3月から施行される見通しです。

年を重ねるごとに、周囲の安全確認が不十分になるばかりでなく、次のような運転行動の大きな特徴が出てきます。もちろん、この行動を本人は全くと言っていいほど気付いていないのです。非常に危険です。

- ①信号無視 ②交差点走行不適 ③進路変更不適 ④一時不停止 ⑤加速不良

「地域公共交通」を利用しましょう。

自動車を運転するためには、燃料代、タイヤの更新、車検代、保険料、修理代その他の維持費が必要です。さらに、車の取得費用を含めると少なくとも平均で年間15万円は必要です。車を手放したら、その経費は全て交通費に回すことができます。

町内には、中央バスのほか、乗合タクシーと乗合ワゴンが運行しています(広報6月号参照)。

乗合タクシーの場合、旧吉野地区は片道最大600円。しかも、自宅前での乗降が可能。週1回滝川まで往復しても、年間1人6万2400円。車の維持費と比べてみてください。毎週2人で出かけると年間12万4800円になりますが、安全・安心な暮らしを手に入れたと思えば納得できませんか？

乗合ワゴンの場合は片道最大300円。乗降場所まで歩くことにはなりますが、車の運転に対する不安から解消され、家族も安心です。



■問合せ：住民課住民活動グループ ☎76-2130

扶養控除と配偶者控除

扶養控除

納税者に税法上の控除対象扶養親族となる人がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。これを扶養控除といいます。

○控除対象扶養親族

扶養親族のうち、12月31日現在の年齢が16歳以上の人

○扶養親族

その年の12月31日(納税者が年中途中で死亡または出国する場合は、その時)の現況で、次の4つの要件の全てに当てはまる人
①配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)
②納税者と生計を一にしていること

被扶養者の年齢	所得税控除額	住民税控除額
16歳以上19歳未満	38万円	33万円
19歳以上23歳未満(特定扶養親族)	63万円	45万円
23歳以上70歳未満	38万円	33万円
70歳以上(老人扶養親族)	同居	58万円
	非同居	48万円

③年間の合計所得金額が38万円以下(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)

④青色申告者の事業専従者として、給与の支払いを受けていないこと、または白色申告者の事業専従者でないこと

配偶者控除

納税者に税法上の控除対象配偶者(婚姻の相手方)がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。これを配偶者控除といいます。

配偶者の所得金額(収入-給与所得控除額65万円)	所得税控除額	住民税控除額
38万円を超え40万円未満	38万円	33万円
40万円以上45万円未満	36万円	
45万円以上50万円未満	31万円	31万円
50万円以上55万円未満	26万円	26万円
55万円以上60万円未満	21万円	21万円
60万円以上65万円未満	16万円	16万円
65万円以上70万円未満	11万円	11万円
70万円以上75万円未満	6万円	6万円
75万円以上76万円未満	3万円	3万円
76万円以上	0円	0円

○控除対象配偶者
その年の12月31日の現況で、次の4つの要件の全てに当てはまる人

①民法の規定による配偶者(内縁関係の人は該当しません)
②納税者と生計を一にしていること

③年間の合計所得金額が38万円以下(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)

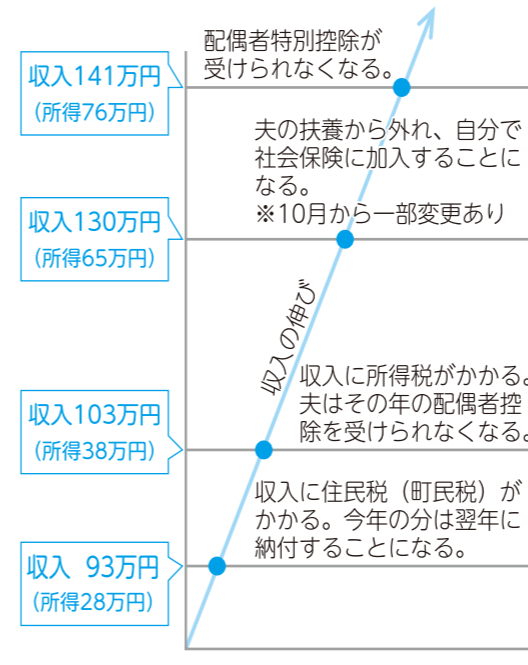
④青色申告者の事業専従者として、給与の支払いを受けていないこと、または白色申告者の事業専従者でないこと

配偶者特別控除

配偶者に38万円を超える所得があるため配偶者控除の適用が受けられない場合も、配偶者の所得金額に応じて、一定の金額の所得控除が受けられる場合があります。なお、配偶者特別控除は夫婦の間で互いに受けることはできません。

103万円の壁とは

よく聞く103万円の壁は、収入103万円を超えると所得税(500円)が発生することを表しています。ほかに、いろいろな壁があります。



■問合せ：住民課町税グループ ☎76-2130